

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成28年2月22日（平成28年（行情）諮問第172号）

答申日：平成28年12月15日（平成28年度（行情）答申第586号）

事件名：行政文書ファイル「平成21年度 運輸に関する協定書」等に収められた文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、関東運輸局長（以下「処分庁」という。）が行った平成24年9月3日付け関総総第203号の2による不開示決定及び平成25年1月8日付け関総総第385号による一部開示決定（以下、順に「処分1」及び「処分2」といい、併せて「原処分」という。）について取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね次のとおりである。

処分庁は、法5条2号イを理由として、運輸に関する協定書に添付されている契約書・解約書・協定書等の情報（以下、第2において「契約書等」という。）を不開示としている。

しかし、次の部分については開示されるべきである。

（1）企画切符について

「『運輸に関する協定を締結した事業者』（以下、第2において「協定事業者」という。）が各々運営する公共交通機関を複数以上にわたり利用することが可能な切符であって、その運賃が『複数以上の協定事業者の通常の運賃を合算した額』とは異なるもの」（以下「企画切符」という。）について、開示された文書には運賃等の情報が記載されておらず、企画切符の運賃等の情報は、不開示とされた契約書等に記載されている可能性がある。

「公共交通機関の運賃及びこれに係る協定や契約等の情報」は広く公

開される必要性があると考えられ、法5条2号ただし書の「人の生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当する可能性があるため、開示されるべきである。

(2) その他について

上記(1)に示した部分のほか、次の部分は開示されるべきである。

ア 契約書等のうち、「法5条2号イに該当する部分」を最小限取り除いた部分

イ 契約書等の「法5条2号イに該当する部分」のうち、法5条2号ただし書に該当する部分

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

(1) 本件開示請求は、法に基づき、処分庁に対し、別紙の1に掲げる本件請求文書の開示を求めてなされたものである。

(2) 本件開示請求を受けて、処分庁は、平成21年度ないし平成24年度の行政文書ファイル「運輸に関する協定書」のうち協定の届出書及び行政文書ファイルの背表紙を特定し、その一部を不開示とする決定（平成24年9月3日付け関総総第203号、以下「関連処分」という。）を行うとともに、別紙の2に掲げる本件対象文書を特定し、その全部を不開示とする決定（処分1）を行った。

(3) 処分1に対し、審査請求人は、不開示とされた「契約書等に記載されている企画切符の運賃等の情報」等の開示を求め、国土交通大臣に対して審査請求を提起した。

(4) 処分庁は、本件審査請求を受け、処分1で開示されなかった別紙の3に掲げる文書について追加開示する処分2を行った。

2 審査請求人の主張について

上記第2のとおり。

3 運輸に関する協定書について

運輸に関する協定書は、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）18条に規定されており、鉄道事業者が他の鉄道事業者と連絡運輸若しくは直通運輸又は運賃に関する協定その他の運輸に関する協定をしようとするときに国土交通大臣に届け出るものである。

4 原処分に対する諮問庁の考え方について

審査請求人の上記主張を踏まえ、以下、原処分の妥当性について検討する。

(1) 原処分の経緯について

諮問庁として、処分庁に対し、原処分の経緯について確認したところ、処分庁は以下のとおり説明する。

運輸に関する協定書関連の文書の中には、契約書、解約書、協定書等

の文書が含まれており、これらの文書は、通常、鉄道事業者において、一般に公にしていなかった当該鉄道事業者の経営上の機微な情報に当たると認められ、これらを公にすることにより各鉄道事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められるので、法5条2号イに該当すると認められ、不開示としたものである。

しかしながら、審査請求人は、「「企画切符」の運賃等の情報は開示すべき」、「法5条2号イに該当する部分」を最小限取り除いた残りの部分に該当する部分は開示されるべきである。」、また「法5条2号ただし書きに該当する部分は開示されるべきである。」との問題提起を行ったことから、処分庁は、審査請求人の利益を考慮し、本件対象文書の再精査を行ったところ、審査請求人が指摘する運賃等の情報が含まれている部分として、別紙の3に掲げる追加開示文書（契約書等の添付資料）を特定し、当該法人及び代表者の印の「印影」並びに事業者間で交わされた契約書・解約書・協定書・覚書については前述している理由により不開示とし、「乗車券の発売による各社の運賃取得額」（以下「各社の運賃取得額」という。）の情報は、企業の取引情報並びに内部情報に該当すると認められ、当該法人の詳細な事業計画を推察できる情報であることから、これが公にされた場合には、当該法人の競争上の地位その他正当な利益が侵害されるおそれがあることから、法5条2号イに該当するとして不開示とし、追加処分を行ったものである。

(2) 原処分の妥当性について

ア 処分1の妥当性について

諮問庁として処分1を改めて確認したところ、契約書等の文書については、契約当事者間において個別に協議して契約条件を決定しており、契約当事者間以外には公にしていなかった経営上の機微な情報が含まれることから、これらを公にすることにより契約当事者間の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと判断できることから、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当と考えるが、契約書等に記載されている件名、期間、当事者の名称及び住所については、鉄道事業者が処分庁に対して届け出る様式に記載されている事項であることから、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがないものと判断できることから開示すべきと考える。

イ 法5条2号ただし書の該当性について

審査請求人は、法5条2号ただし書に該当する部分は開示すべきであると主張しているが、諮問庁として、本件対象文書を確認したところ法5条2号ただし書に記載される「人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要な情報」は確認できなか

った。

ウ 処分2について

「各社の運賃取得額」の情報については、契約当事者間において個別に協議・折衝の上で決定され、契約当事者以外には一切公表されていないものである。当該情報が公開された場合には、例えば、鉄道事業者甲と鉄道事業者乙が既に運輸協定を締結していて、甲と競合区間を運行している鉄道事業者丙が新たに乙との運輸協定を締結しようとする場合に、丙が乙に対し、甲と乙との間の運輸協定における乙の運賃取得額を上回る運賃取得額を提示することで、乙から甲に対して運輸協定の破棄または運賃取得額の上方修正の依頼がなされることが想定され、甲の競争上の地位が害されるおそれがある。したがって、「各社の運賃取得額」の情報については、これらを公にすることにより各鉄道事業者等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと考えられ、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

5 結論

以上のことから、法5条2号イに該当するとして一部不開示とした原処分については、契約書等における件名、期間、当事者の名称及び住所を開示することとし、その余の部分については、原処分を維持することが妥当であると考えられる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成28年2月22日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年3月7日 | 審議 |
| ④ | 同年11月10日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ | 同年12月13日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、関連処分を行うとともに、本件対象文書を特定し、その全部を法5条2号イに該当するとして不開示とする処分1を行った。

処分1に対し、審査請求人が不開示部分を開示すべきと主張して審査請求を行ったところ、処分庁は、本件対象文書の一部を追加開示する処分2を行った。

しかしながら、処分2においても法5条2号イによる不開示が維持されており、審査請求人は、引き続き不開示部分の開示を求めていると解される所、諮問庁は、不開示部分のうち契約書等における件名、期

間、当事者の名称及び住所は開示するものの、その余の部分は不開示を維持するのが妥当であるとしている。

そこで、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分（以下「本件不開示維持部分」という。）の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 本件不開示維持部分について

ア 当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は、行政文書ファイル「運輸に関する協定書」につづられた文書の一部である。同ファイルには、i) 運輸に関する協定の届出書（以下「届出書」という。）、ii) 届出書の添付書類である契約書・解約書・協定書・覚書の写し（以下「契約書等」という。）、iii) 契約書等の添付資料（以下「添付資料」という。）の3種類の文書が各協定ごとにつづられており、これらの文書のうち契約書等及び添付資料が本件対象文書である。届出書は関連処分の一部開示され、本件対象文書は処分1でその全部を不開示とされたが、本件対象文書のうちの添付資料が処分2で一部開示されている。

イ 処分1及び処分2を通じて不開示とされた部分は、①契約書等の全部、②添付資料に押印されている鉄道事業者の法人印及び代表者印の各印影、③添付資料のうち「乗車券の発売による各社の運賃取得額」である。

ウ 審査請求人は、審査請求書において、「企画切符の運賃等の情報」、「契約書等のうち法5条2号イに該当する部分を最小限取り除いた残りの部分」及び「契約書等の法5条2号イに該当する部分のうち同号ただし書に該当する部分」の開示を求めているところ、審査請求人のいう「最小限」が何を指すのか明らかではないので、結局、原処分で不開示とされた部分全部の開示を求めるものと解するほかない。

エ これに対し、諮問庁は、上記1のとおり契約書等の件名、期間、当事者の名称及び住所を開示するとしているので、本件不開示維持部分は、①契約書等の件名、期間、当事者の名称及び住所を除く部分（以下「本件不開示維持部分1」という。）、②添付資料に押印されている鉄道事業者の法人印及び代表者印の各印影（以下「本件不開示維持部分2」という。）、③添付資料のうち「乗車券の発売による各社の運賃取得額」（以下「本件不開示維持部分3」という。）である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 本件不開示維持部分1について

(ア) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件不開示維持部分1を不開示とすべき理由について改めて確認させたところ、諮問庁

は、おおむね以下のとおり説明する。

契約書等は、鉄道事業者等が鉄道事業法18条に基づき運輸に関する協定の届出をするに当たり、届出書に添付されるものである。契約書等に記載された情報のうち件名、期間、当事者の名称及び住所は、届出書に記載される事項であって特段秘匿すべき情報ではないから、開示することとするが、本件不開示維持部分1には、運輸に関する契約等の詳細な内容が記載されており、これらは鉄道事業者間で個別に協議・折衝の上で契約条件等を決定したものであって、当該鉄道事業者以外には知り得ない経営上の機微な情報に当たると認められ、公にすることにより当該鉄道事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、本件不開示維持部分1は、法5条2号イの不開示情報に該当し、不開示とするのが妥当と考える。

- (イ) 本件不開示維持部分1には運輸に関する契約等の詳細な内容が記載されていることからすると、これを公にすることにより当該鉄道事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある旨の上記諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、本件不開示維持部分1は、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 本件不開示維持部分2について

- (ア) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件不開示維持部分2を不開示とすべき理由について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

行政文書開示決定通知書に記載したとおり、添付資料に押印されている鉄道事業者の法人印及び代表者印の各印影については、公にした場合、当該法人の各種書類等の偽造に悪用されて当該法人の正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当する。

- (イ) 本件不開示維持部分2について、公にすることにより当該法人の各種書類等の偽造に悪用され、当該法人の正当な利益を害するおそれがある旨の上記諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、本件不開示維持部分2は、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 本件不開示維持部分3について

- (ア) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件不開示維持部分3を不開示とすべき理由について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

本件不開示維持部分3は、添付資料に記載された「乗車券の発売による各社の運賃取得額」であり、この情報は、本件不開示維持部

分1と同様に、鉄道事業者間で個別に協議・折衝の上決定された契約内容であって、当該鉄道事業者の経営上の機微な情報に当たると認められる。したがって、本件不開示維持部分3は、公にすることにより当該鉄道事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当する。

(イ) 本件不開示維持部分3については、本件不開示維持部分1と同様に、公にすることにより当該鉄道事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある旨の上記諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、本件不開示維持部分3は、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条2号イに該当するとして不開示とした各決定については、諮問庁が同号イに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は、同号イに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙

1 本件請求文書

行政文書ファイル「運輸に関する協定書」について、各年度のファイルに収められた文書のうち、下記に示す文書

- ① 平成21年度のファイルのうち、下記⑤及び⑥に示す文書
- ② 平成22年度のファイルのうち、下記⑤及び⑥に示す文書
- ③ 平成23年度のファイルのうち、下記⑤及び⑥に示す文書
- ④ 平成24年度のファイルに収められた文書の全て、及び下記⑥に示す文書
- ⑤ 特定鉄道事業者Aの文書の全て。及び、「ファイルに収められた特定鉄道事業者Aの文書」を除いた文書のうち、上からとじられている順に200枚。
- ⑥ ファイルから「まとめられた行政文書」を除いた部分のうち、局が記載した部分の一切。即ち、局が作成した当該ファイルに係る文書（目録等）、及びファイルの表紙（背表紙や内表紙を含む）に局が記載した部分（文書整理ラベルシール他）。

2 本件対象文書

以下の文書のうち契約書・解約書・協定書・覚書の写し（添付資料を含む。）

- (1) 「平成21年度運輸に関する協定書」のうち次の文書
 - ① 特定鉄道事業者Aが当事者として含まれている文書
 - ② ①の文書を除き、行政文書ファイルの上から200枚分の文書
- (2) 「平成22年度運輸に関する協定書」のうち、次の文書
 - ① 特定鉄道事業者Aが当事者として含まれている文書
 - ② ①の文書を除き、行政文書ファイルの上から200枚分の文書
- (3) 「平成23年度運輸に関する協定書」のうち、次の文書
 - ① 特定鉄道事業者Aが当事者として含まれている文書
 - ② ①の文書を除き、行政文書ファイルの上から200枚分の文書
- (4) 「平成24年度運輸に関する協定書」のうち、次の文書
 - ① 文書の全て

3 追加開示文書

- (1) 「平成21年度運輸に関する協定書」のうち、次の文書
 - ① 特定鉄道事業者Aが当事者として含まれている文書

【1頁追加】

- ② ①の文書を除き、行政文書ファイルの上から200枚分の文書

【17頁追加】

(2)「平成22年度運輸に関する協定書」のうち、次の文書

① 特定鉄道事業者Aが当事者として含まれている文書

【1頁追加】

② ①の文書を除き、行政文書ファイルの上から200枚分の文書

【29頁追加】

(3)「平成23年度運輸に関する協定書」のうち、次の文書

① 特定鉄道事業者Aが当事者として含まれている文書

【1頁追加】

② ①の文書を除き、行政文書ファイルの上から200枚分の文書

【17頁追加】

(4)「平成24年度運輸に関する協定書」のうち、次の文書

① 文書の全て

【29頁追加】